

英語圏への留学費用を補助し、
グローバル人材として福井で活躍を希望するあなたを応援します！

福井県長期海外留学 促進支援奨励金

支給額

80万円！

※条件によっては
要返還

最大
8名



申請期間：令和7年1月31日(金)まで

対象者

- ①福井県内の大学等に在籍する学生で、卒業後、福井県内での就職を希望・予定している方
- ②令和6年度派遣の
フィンドレー大学・福井県奨学生

対象留学

※留学先が英語圏、または主に英語での授業を履修し、次のいずれかに該当すること

- ①留学先で正規授業を履修するもの
- ②留学先で授業を履修後、在籍する大学等で単位認定されるもの
- ③大学院レベルの研究留学

※奨励金の返還が必要となる条件 ただしやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

- ・卒業後、福井県内企業等に就職しなかった場合
- ・県内企業等に就職後、3年間以上継続して在籍しなかった場合
- ・留学を取りやめた場合や中断した場合
- ・留学先における学業成績や品行が著しく不良と認められる場合

〈問い合わせ先〉

福井県 産業労働部 国際経済課 国際交流・多文化共生グループ
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1
TEL：0776-20-0752
MAIL：kokusai@pref.fukui.lg.jp

詳細は

県HPへ→



申請条件	<p>申請時点で以下の(1)あるいは(2)に該当する方が申請できます。</p> <p>(1)次の①～③全てに該当する方</p> <p>①福井県内の大学等(大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年生以上))に在籍する学生の方 ②日本国籍を有する方または次のいずれかに該当する方であること ア「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する方 イ「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」別表第2の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等または定住者の在留資格をもって本邦に在留する方 ③大学等を卒業・修了後、福井県内での就職を希望、もしくは予定している方</p> <hr/> <p>(2)フィンドレー大学・福井県奨学生(令和6年度派遣)の方</p>
申請期間	<p>令和7年1月31日(金)まで</p>
募集人数	<p>8名 ※有効な申請が募集人数より多い場合、申請書類による選考の上、英語圏への留学生を優先して支給者を決定します。</p>
対象留学	<p>以下の(1)から(3)に該当する留学が、本奨励金の支給対象となります。</p> <p>(1)原則として期間が、1学期(セメスター制であれば1セメスター、クォーター制であれば2クォーター)以上であること</p> <hr/> <p>(2)次のいずれかに該当すること</p> <p>①海外の高等教育機関(大学、短期大学および高等専門学校)で正規授業を履修するもの ②海外の高等教育機関で授業を履修後、在籍する大学等で単位認定されるもの ③海外の大学院レベルの研究留学であるもの</p> <hr/> <p>(3)留学先高等教育機関等の所在地が英語圏(※)、もしくは留学先で履修する授業での主な使用言語が英語であること ※英語圏とは、原則、アメリカ合衆国、英国、カナダ、オーストラリア連邦、ニュージーランドとします。 (その他の国の場合は、要相談)</p>
奨励金支給	<p>1人80万円を、渡航費用等留学の初期費用支援として支給します。 (有効な申請が募集人数より多い場合、申請書類による選考の上、支給者を決定します。)</p>
奨励金返還	<p>以下のいずれかに該当する場合は、奨励金の返還対象になります。ただし、本人の死去や疾病等のやむを得ない事情があるものとして認められた場合を除きます。</p> <p>(1)大学等卒業後、福井県内企業等(地方公共団体等の公務員や教員等を含む)に就職しなかった場合 (2)大学等卒業後、福井県内企業等に就職したものの、3年間以上継続してその企業等に在籍しなかった場合 (3)留学先における学業成績や品行が著しく不良と認められる場合 (4)留学を取りやめ、もしくは中断した場合。</p>
申請手続	<p>申請書類をPDF化のうえ、福井県国際経済課(kokusai@pref.fukui.lg.jp)に提出してください。 具体的な申請書類・手続きは県 HP および募集要項をよくご確認ください。</p>
備考	<p>・本奨励金は他の奨学金との併用可能です。</p> <p>・留学中、期間の半ば頃にレポートを提出していただきます。</p> <p>・留学から帰国後、留学体験手記、単位認定を証明するもの、修了証等を提出していただきます。</p>